国保だより

—— 第 32 号 ——

発 行 宮城県国民健康保険団体連合会 仙台市青葉区上杉1-2-3

TEL 022-222-7075 (審査業務課)
022-222-7074 (審査管理課)
022-222-7170 (情報管理課)

http://www.miyagi-kokuho.or.jp/

1 東日本大震災に関連する診療報酬等の取り扱いについて

(1) 新薬に関する処方制限について

以下のとおり厚生労働省から通知がありましたのでご配慮願います。

「患者の周囲にあった保険医療機関が全て機能していない場合及び最寄りの医療機関までの交通手段の無い仮設住宅に入居した場合であってやむを得ない場合には、新薬について14日を超えて処方しても差し支えない。

ただし、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、処方せん、診療録及び薬歴簿に当該や むを得ない事情を付記すること。(適用は9月12日から)」

(平成23年9月6日付(保医発0906第6号)厚労省保険局医療課長名通知)

(2)「災1」等のレセプトへの記載について

免除に係る明細書については、「災1」又は「災2」と記載するとともに、特記事項に「96」又は「97」も漏れずに記録願います。 <u>窓口で一部負担金等を徴収した方のレ</u>セプトには、「災1」等の記載は必要ありませんのでご注意願います。

《参考》

「平成23年7月1日からは、原則として、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示して受診した場合のみ保険医療機関等の窓口において一部負担金等を免除することとしているが、この場合も引き続き、免除に係る明細書には欄外上部(電子レセプトの場合は摘要欄)に「災1」又は「災2」と記載すること。

電子レセプトの場合、レセプト特記事項に「96」又は「97」も漏れずに記録すること。」(平成23年8月2日付 厚労省事務連絡より抜粋)

(3) 社会保険乳幼児医療費請求書について

一部負担金等免除の対象であり、レセプトで10割分を請求している方については、 連記式請求書には記載しないようお願いします。

(4) -1 東日本大震災の被災者(一部負担の減免等)に係るレセプト請求について (保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション宛)

保険優先の公費負担医療(※)及び乳幼児医療費助成の対象者で、保険者から交付された免除証明書を提示して受診された場合は、公費負担医療の対象とはならず、全額医療保険に請求することになります。このため、レセプトは医療保険単独として扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号の記載は必要ありません。

※保険優先の公費負担医療とは、特定疾患治療費(法別番号「51」)などの、本来「公費併用レセプト」 として審査支払機関に請求されるもの。

(4) -2 東日本大震災の被災者(一部負担の減免等)に係る支給申請書について (柔道整復施術療養所宛)

<u>乳幼児医療費助成の対象者</u>で、保険者から交付された免除証明書を提示して受診された場合は、公費負担医療の対象とはならず、全額医療保険に請求することになります。このため、支給申請書の記載は医療保険単独として扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号の記載は必要ありません。

(5) 資格証明書により受診した被保険者のレセプトについて

一部負担金等の免除対象者であり、資格証明書で受診された方のレセプト提出方法は、 「特別療養費」としてではなく一般の国保の資格を持つ方と同じ扱いになります。

《参考》

(問)資格証明書を交付されている被保険者についても、一部負担金免除の対象となるか。 (答)免除の対象となります。

なお、資格証明書を交付されている被保険者が被災した場合は、国民健康保険法第9条第7項の規定により、被保険者証を交付することになります。

(平成23年6月28日「東日本大震災に係るQ&A(その2)について」より抜粋)

2 仙台市の保険者番号について

診療報酬請求書に係る仙台市の代表保険者番号は「044008」と記載してください。

なお、レセプト等の保険者番号については、引き続き各区毎の番号(例 青葉区044016)でお願いします。

お知らせ

1 レセプト提出日

提出期限は下記のとおりですが、早期提出にご協力をお願いいたします。

	FD·MO·CDR	オンライン請求	
提出月	<u>提出協力日</u>	提出期限	提出期限
12 月	12月 9日(金)	12月 12日 (月)	
24年1月	1月 10日 (火)	1月 10日 (火)	毎月10日
2月	2月 9日(木)	2月 10日(金)	(※)
3月	3月 9日(金)	3月 12日 (月)	(%)
4月	4月 9日 (月)	4月 10日 (火)	

(※) オンライン請求分で毎月10日にエラーとなったレセプトデータのみ、12日が提出期限となります。

2 診療報酬等支払予定日

診療月	10 月	11月	12 月	24年1月
支払予定日	12月28日 (水)	1月30日(月)	2月28日 (火)	3月29日(木)

お願い

*全国決済に係る明細書の返戻依頼について

全国決済制度の関係から、他県保険者及び他県広域連合に係る「診療(調剤)報酬明細書の返 戻依頼について」は、他県保険者等へ直接送付せず、必ず本会に提出願います。

*医療費助成申請書について

助成申請書(心身障害者・母子父子家庭)は、<u>紙レセプト等の提出期限までに</u>提出願います(提出期限を過ぎた場合は、該当市町村に直接送付してください)。

また、他県分の申請書は、本会ではなく該当都道府県の市町村に直接送付願います。

*レセプトの送付について

支払基金で取り扱うレセプト等を誤って本会に送付される機関が見受けられます。発送の際に は伝票とレセプトを再度確認の上、送付願います。

*第三者行為のレセプト表示について

国保等の患者さんが、交通事故など第三者行為によって負傷し保険証を使用した場合、<u>レセプ</u>トの「特記事項」欄には「10第三」と表示願います。

宮城県からのお知らせ

*国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、宮城県保健福祉部から下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

保険者番号・	被保険者証記号番号・被保険者証を			
保険者名	交付年月日	無効とする日	問合せ先	備考
0 3 0 0 7 2	007-0057819	平成 23 年 7 月 8 日	久慈市市民課	「再交付」の
岩手県久慈市	平成 23 年 2 月 1 日		国保グループ	表示のないも
			Tel 0194-52-2111	のに限る
280396	0010777	平成 23 年 6 月 28 日	福崎町健康福祉課	
兵庫県福崎町	平成 22 年 12 月 1 日		国保医療係	
			Tel 0790-22-0560	
290544	奈 13-270781	平成 23 年 7 月 1 日	平群町健康保険課	
奈良県平群町	平成23年4月1日		Tel 0745-45-1001	
39292073	00785667	平成 23 年 8 月 1 日	奈良県後期高齢者医療	
奈良県	00797993		広域連合	
広域連合	00798330			
	00798348			
	01578954			
	01747302			
	01793744			
	01905942			
	平成 23 年 8 月 1 日			
3 4 0 1 0 9	40420127	平成 23 年 6 月 24 日	三次市総合窓口センター	
広島県三次市	平成 22 年 10 月 1 日		保険年金課	
			Tel 0824-62-6134	
3 4 0 2 8 1	00007889	平成 23 年 6 月 13 日	廿日市市保険課	
広島県	平成 23 年 6 月 12 日以		国保年金係	
廿日市市	前		Tel 0829-20-0001	
461046	大崎 1002866	平成 23 年 7 月 13 日	大崎町保健福祉課	再交付の表示
鹿児島県	平成 22 年 8 月 1 日		国民健康保険係	のないものに
大崎町			Tel 099-476-1111	限る
461384	屋国保 20008010	平成 23 年 7 月 13 日	屋久島町健康増進課	再交付の表示
鹿児島県	平成23年2月1日		国民健康保険係	のないものに
屋久島町			Tel 0997-47-2111	限る